



## **第4章 推進体制の整備**

男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる問題の解決を図るためには、市が率先して推進していくことはもとより、市民・企業等の理解・協力の上で計画を着実に推進していくことが重要です。

そのため、庁内の推進体制を充実し、市民・企業等の協力のもと、連携して計画を総合的かつ効果的に推進していくことが求められています。

## 1. 庁内推進体制の充実

### (1) 庁内推進組織の充実

本計画に基づいて、男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内組織の男女共同参画計画推進本部・作業部会を定期的に開催し、毎年度の個別事業の年度計画・結果報告を審議・管理します。また、各課と連携を図りながら、全庁的な取組を推進します。

### (2) 共通の認識のもと男女共同参画を推進していくための職員啓発

全庁的な取組を推進していくためには、男女共同参画に関して共通の認識を持つことが必要です。研修会等を通じて、職員への意識啓発を行います。

## 2. 市民参画による推進

### (1) 市民参画による推進組織

広く市民の意見を施策に反映させるため、地域・教育関係・企業・学識経験者等及び市民で構成される男女共同参画推進懇話会(仮称)を開催し、本計画の進捗状況の把握や市の事業推進に対し提言します。

### (2) 市民参画の推進

男女共同参画の推進に、主体的に取り組んでいる市民・企業等の取組を支援し、連携を図っていきます。

## 3. 国・県との連携及び協力

男女共同参画の総合的な推進のために、国・県との連携・協力を努めます。

## 4. 施策の進捗状況の点検・評価

個別事業の年度計画の結果報告を審議・管理し、計画の進捗状況を点検・評価し、その結果を市民に公表するとともに、効果的な推進を図っていきます。